

## 1 計画の背景

平成7年の阪神・淡路大震災以降、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がる中で、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、平成20年度に第1期前橋市耐震改修促進計画を策定しました。その後、平成28年度に第2期計画を策定し、計画を見直しつつ耐震化の促進に取り組んできました。令和3年4月に群馬県耐震改修促進計画が策定されたことを踏まえ、第3期前橋市耐震改修促進計画を策定するものです。(計画期間：令和4年度から令和8年度まで)

## 2 本計画で対象とする建築物

種 類	内 容
住宅	市民の生命・財産を守ることはもとより、被災地域の被害の軽減という視点からも耐震化を促進します。
特定既存耐震不適格建築物	次に示す一定規模以上の建築物の耐震化を促進します。 ①多数の者が利用する建築物 ②被災することにより甚大な被害が発生することが想定される危険物等を取り扱う建築物 ③地震発生時に通行を確保すべき道路沿道の建築物
耐震診断義務付け対象建築物	要緊急安全確認大規模建築物
	沿道建築物
	防災拠点
市有建築物	市有建築物は災害時の活動拠点、避難施設となることや、多くの市民が集まることから、特に耐震化を積極的に推進します。

 市内対象建築物なし

## 3 現状と目標

住宅			
現在の耐震化率 (令和2年度)	自然更新による 耐震化率の見込み (令和7年度)	目標耐震化率 (令和8年度)	目標の達成に向けて
82.5%	85.0%	95.0%	約1万8千戸の耐震化が必要
{ 136,991 戸 }	{ 144,904 戸 }	{ 162,785 戸 }	
166,101 戸	171,352 戸	171,352 戸	

多数の者が利用する建築物			
現在の耐震化率 (令和2年度)	自然更新による 耐震化率の見込み (令和7年度)	目標耐震化率 (令和8年度)	目標の達成に向けて
90.6%	93.0%	95.0%	21棟の耐震化が必要
{ 925 棟 }	{ 937 棟 }	{ 958 棟 }	
1,021 棟	1,008 棟	1,008 棟	

耐震診断義務付け対象建築物		
現在の耐震化率 (令和2年度)	目標耐震化率 (令和8年度)	目標の達成に向けて
52.4%	95.0%	27棟の耐震化が必要
{ 33 棟 }	{ 60 棟 }	
63 棟	63 棟	

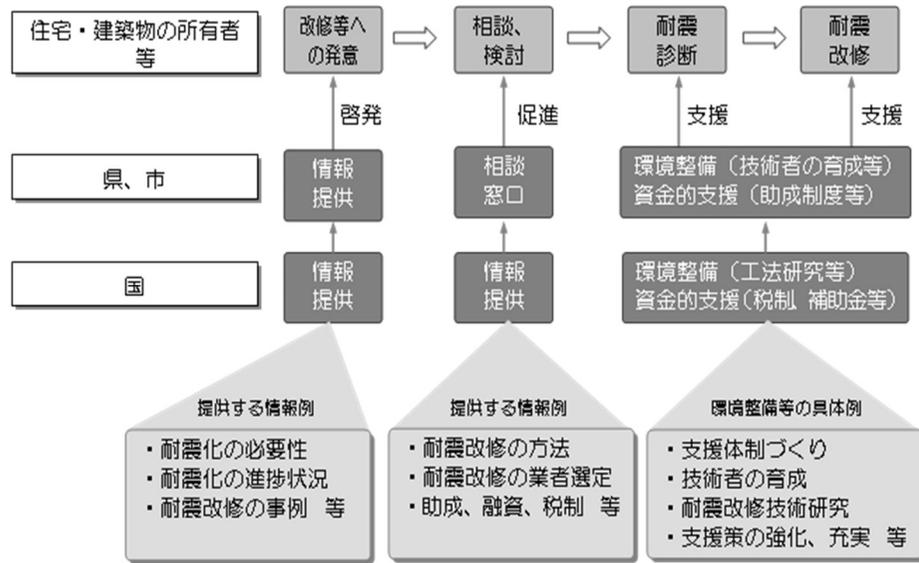
市有建築物		
現在の耐震化率 (令和2年度)	目標耐震化率 (令和8年度)	目標の達成に向けて
96.8%	100.0%	25棟の耐震化が必要
{ 764 棟 }	{ 789 棟 }	
789 棟	789 棟	

## 4 耐震化を促進するための施策

### 1 基本的な考え方

耐震化の促進のためには、住宅・建築物の所有者が、自らの問題として耐震化に取り組むことが不可欠です。その取り組みを支援する観点から、耐震診断・耐震改修を行いやすい環境整備や情報発信、負担軽減への制度創設など、必要な取り組みを総合的に進めます。

〔耐震診断・耐震改修の進め方イメージ〕



お問い合わせ

前橋市 都市計画部 建築指導課

住所：〒371-8601 前橋市大手町二丁目 12-1

TEL：027-898-6752

FAX：027-233-8527

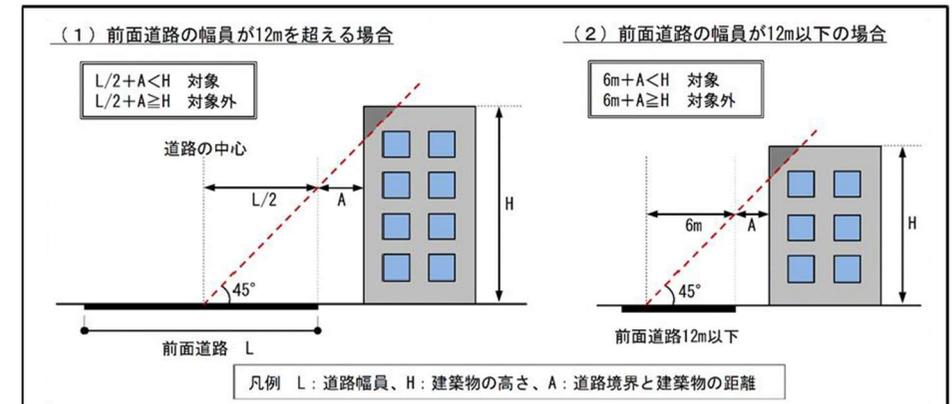
### 2 耐震化を促進するための支援事業

耐震診断者の派遣や、耐震改修に関する補助事業等により、耐震化を支援します。

- 木造住宅耐震診断者派遣事業
- 木造住宅耐震改修訪問相談事業
- 木造住宅耐震改修費補助事業
- 耐震シェルター等設置補助事業
- 沿道建築物の耐震診断費補助制度

### 3 耐震診断義務付け道路の指定及び沿道建築物の耐震化

災害時通行を確保すべき道路として、耐震診断義務付け路線を指定しています。路線内の対象建築物について、耐震診断が義務付けられています。



市内義務付け道路：国道17号（上武国道含む）、国道50号

県道足門前橋線（問屋町交差点から市境まで）